

## 第87回 2級リテールマーケティング(販売士)検定試験要綱

主催 新庄商工会議所/日本商工会議所

1. 実施期日 令和3年2月17日(水) 午後12時30分開場 午後1時開始

2. 試験会場 新庄商工会議所

3. 申込期間 令和3年1月14日(木)～令和3年1月25日(月)

(土日祝を除く、平日の午前9時～午後5時)

4. 定員 36名

5. 申込・問合せ先 新庄商工会議所 Tel.0233-22-6855

6. 申込方法

- ① 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、受験料を添えて提出して下さい。(受理した申込票および受験料は試験施行の中止以外、返却いたしません)

申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者および合格者台帳の作成(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証書および合格証明書の発行、検定試験に関する各種連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討の目的にのみ使用いたします。

- ② 受験料5,770円

- ③ 申込書と引き換えに受験票を交付する。受験票は試験当日必ず持参すること。なお、受験票は合格証を受け取るまで紛失しないように注意すること。

- ④ 試験の一部免除が該当する方は、必ず修了証明書をご提示下さい。

7. 合格基準 筆記試験の得点が、平均して70点以上を合格とする。但し、50点に満たない科目がある場合は不合格とします。

8. 科目および内容 (全科目合計 150分)

試験科目	内容	制限時間
小売業の類型	流通と小売業の役割/組織形態別小売業の運営特性/店舗形態別小売業の運営特性/中小小売業の課題と商業集積の方向性	30分
マーチャンダイジング	マーチャンダイジングの戦略的展開/商品計画の戦略的立案/販売計画の戦略的立案/仕入計画の策定と仕入活動の戦略的展開/販売政策の戦略的展開/商品管理政策の戦略的展開/物流政策の戦略的展開	30分
ストアオペレーション	戦略的ストアオペレーションの展開視点/店舗運営サイクルの実践と管理/戦略的ディスプレイの実施方法/レイバースケジューリングプログラム(LSP)の役割と仕組み/人的販売の実践と管理	30分
マーケティング	リテールマーケティング戦略の考え方/リテールマーケティング戦略の実施方法/顧客戦略の展開方法/リージョナルプロモーションの企画と実践/商圈分析ならびに出店戦略の立案/店舗開発の手順と実践	30分
販売・経営管理	販売管理者の法令知識/販売事務管理に求められる経営分析/小売業の組織体制と従業員管理/店舗施設などの維持管理	30分

9. 合格発表 令和3年3月9日（火）に会議所内掲示板および当所ホームページにて発表いたします。  
なお、合格証書は、試験日より約1ヶ月後から交付いたしますので、順次受け取りに来て  
ください。（受け取りの際、受験票をご持参下さい。）

10. 資格の更新 当該級を取得した日から起算して5年目の年度に当たる者であって資格更新を希望す  
る者は、別に定める資格更新講習会又は資格更新通信講座を修了すること等によって、  
資格の有効期間を更新することができます。

詳しくは日商検定 HP をご覧ください。【<https://www.kentei.ne.jp/retailsales>】

## 11. 受験者への注意

①試験は、筆記試験（「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」

「マーケティング」及び「販売・経営管理」の5科目）を行います。筆記試験（全5科目）の全科目  
を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、販売・経営管理科目が免除  
されます。なお、受験を希望する者は当該免除科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、  
当免除規定は適用されません。

（販売・経営管理科目が免除される者）

ア 前々回の検定試験実施後に所定の2級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試  
験に合格した者

イ 前々回の検定試験実施後に前記の指定2級販売士養成通信教育講座（スクーリングを含む）を修  
了した者

②受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び販売・経営管理科目免除者はその  
証明書等を提出してください。

③集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

④受験するときに持参するものは、受験票・黒鉛筆（硬度はHB又はB）及び消しゴム・そろばん・電  
卓等の計算用具・氏名、生年月日、顔写真の確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート、社員  
証、学生証等）

⑤試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

⑥試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った  
者は、退場させることがあります。なお、合格判定後、試験に関する不正行為等が発覚したときは、  
その合格を取り消す。

⑦試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申  
し出てください。試験開始後の質問には応じません。

⑧試験開始から30分間を経過しないと退席は認めません。

⑨解答記入上の注意

（1）筆記試験全般に共通する注意事項 次の注意に反したときは、無効になります。

ア マークシート（答案用紙）にマークする際は、HB又はBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと  
塗りつぶしてください（HB又はB以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用  
した場合は、無効となります。）

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、答をマークし直してく  
ださい。

ウ 同一の問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

エ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

## 12. 認定証の取扱い

- ①合格として認定を受けた者（以下「販売士」という）には、認定証（カード型）及び合格証書を交付します。なお、希望者には、有料で合格章（バッジ）を交付します。
- ②認定証等は、合格後5年を経て資格有効期間を更新する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ③氏名、自宅等連絡先に変更があった場合は、商工会議所へご連絡ください。変更手続きを行わないと資格の管理ができなくなることがあります。
- ④合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。その場合は、希望により有料で合格証書を発行しますので、ご連絡ください。

## 13. 日商簿記検定試験 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、検定試験の中止や会場変更等の事態が生じる場合がございます。その際、新庄商工会議所ホームページでお知らせいたしますので受験前に必ずご確認をお願いいたします。なお、予定通り試験を実施した場合には、感染の拡大状況等を踏まえて受験を回避されたり、体調不良で欠席されても、受験料の返金は致しかねますのでご了承ください。（試験当日について）

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患している恐れのある受験者は、受験をお控えください。また、発熱や咳などの症状がある場合も極力受験をご遠慮くださいますようご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口で検温を実施します。時間に余裕を持ってお越ください。なお、37.5度以上の発熱が複数回測定された場合には受験のお断りをお願いすることがあります。
- ・感染者拡大防止の観点から、試験中、発熱や咳などの症状が見られる受験者には受験のお断り、座席の移動等をお願いすることがあります。
- ・マスクの着用、手洗い、うがいなど、各自での感染防止対策に十分ご留意ください。なお、本人確認のために、試験中に試験委員が指示した場合は、一時的にマスクを外していただきます。
- ・試験中に体調不良になった場合は、直ちにその旨を試験委員にお申し出ください。
- ・感染拡大防止の観点から、会場内での食事は禁止といたします。
- ・試験教室内の換気を目的に、試験中に窓や扉の開放等を行うことがあります。それに伴う音等の影響について予めご了承くださいと共に関寒調整ができる服装でお越してください。
- ・厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のダウンロードをお願いします。
- ・受験者のなかで感染者が判明した場合には、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供される場合があります。
- ・試験中止の場合は受験料を返金いたしますがそれ以外の理由では返金できませんので、予めご了承ください。

- \* 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者および合格者台帳の作成(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証書および合格証明書の発行、検定試験に関する各種連絡および各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討の目的にのみ使用いたします。
- \* 申込書への記入は本人自筆に限ります。

### 第87回2級リテールマーケティング(販売士)検定試験申込書

2 級	受験番号※				フリガナ		
	0	6	0	5	氏 名		
生 年 月 日					西 暦 年 月 日		
勤務先又は学校名 所在地(〒 - ) 名 称 TEL							
自宅住所 (〒 - ) TEL							
免除科目 (該当する免除科目及び免除条件に○印を付けて下さい)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2級販売士養成講習会・予備試験合格(販売・経営管理)</li> <li>・ 2級販売士養成通信教育講座修了 (販売・経営管理)</li> </ul>					

《注意》※欄には記入しないで下さい。

検定試験要綱記載の「受験に関する同意事項」を承諾のうえ申し込みます。

本人署名 \_\_\_\_\_

### 第87回2級リテールマーケティング(販売士)検定試験申込書

2 級	受験番号※				フリガナ		
	0	6	0	5	氏 名		
生 年 月 日					西 暦 年 月 日		
試 験 会 場					新 庄 商 工 会 議 所		

# 受験に関する同意事項

1. 商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する連絡、各種情報提供に使用し、目的以外の使用はいたしません。
2. 受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書(氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの<例>運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証など)を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、受験希望地の商工会議所(または試験施行機関)にご相談ください。
3. 試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
4. 取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっておりますので、受験された商工会議所にお問い合わせください。但し、答案の公開、返却には、一切応じられませんので、予めご了承ください。
5. 合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、受験された商工会議所にお問い合わせください。
6. 一度申し込まれた受験料の返還は認めません。
7. 一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。
8. 試験会場には、所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
9. 試験会場への来場は時間厳守としてください。
10. 次に該当する受験者は失格とし、試験の途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
  - ・試験委員の指示に従わない者
  - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
  - ・試験問題等を複写する者
  - ・答案用紙を持ち出す者
  - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
  - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
  - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
  - ・その他の不正行為を行う者
11. 試験中の飲食、喫煙はできません。
12. 試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。
13. 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
14. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害、その他不可抗力による事故との発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
15. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
16. 本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
17. 受験者は試験当日、試験会場に向かう前に検温を行い、発熱(37.5度以上)や咳等の症状がある場合は、受験

会場への来場をお控えください。

18. 下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。
  - ・発熱(37.5 度以上)や咳等の症状がある場合。
  - ・過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合。
  - ・過去 2 週間以内に、同居している者に、感染が疑われた場合。
  - ・過去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合。
19. 試験当日、試験会場において、受験者に発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
20. 受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報を必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

以上